

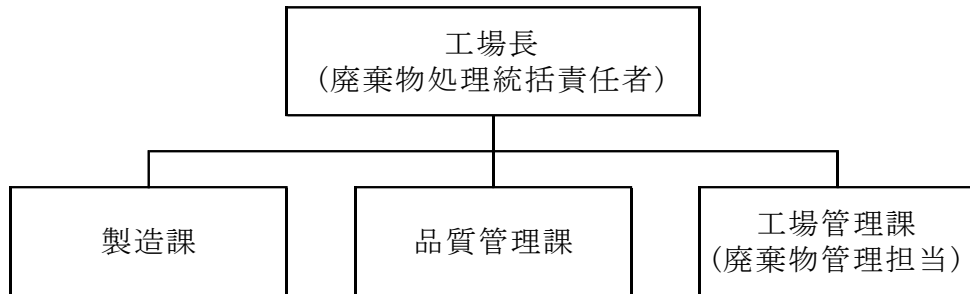
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月15日	
山口県知事 殿	
提出者 住 所 山口県周南市晴海町7番22号 氏 名 タマ化学工業株式会社 徳山工場 取締役工場長 松岡信吾 電話番号 (0834) - 34 - 2855	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	タマ化学工業株式会社 徳山工場
事業場の所在地	山口県周南市晴海町7番22号
計画期間	2026年4月1日 ~ 2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	1,661百万円
③ 従業員数	45名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 廃棄物処理工程図参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 溶剤等を再生利用する		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 溶剤等再生利用を継続する ・ 生産工程を再考し廃棄物発生抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 生産工程から発生した廃棄物は種類ごとに分別してタンク等に保管する。
③ 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 上記の分別及び保管を維持する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・産業廃棄物の適正な処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を締結する。 ・処理を委託した産業廃棄物の性状等を可能な限り詳細に記載し、適正に処理ができるよう努める。		

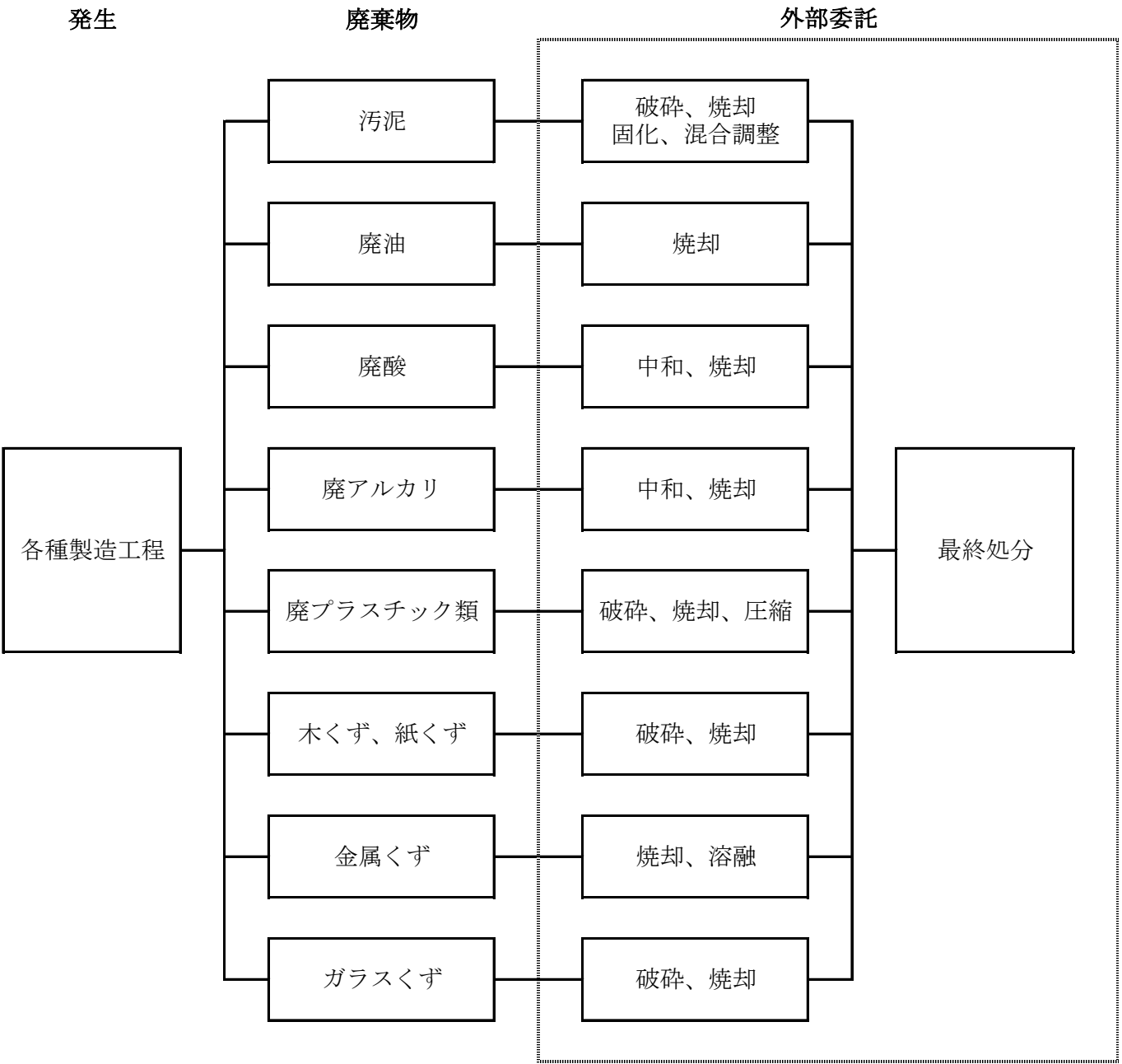
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2－1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現在まで実施してきた対策を維持する。 ・再生利用が可能な廃棄物については、再生利用が出来る業者へ委託する。 ・可能な範囲で優良認定処理業者へ処理を委託する。		
※事務処理欄			

備考

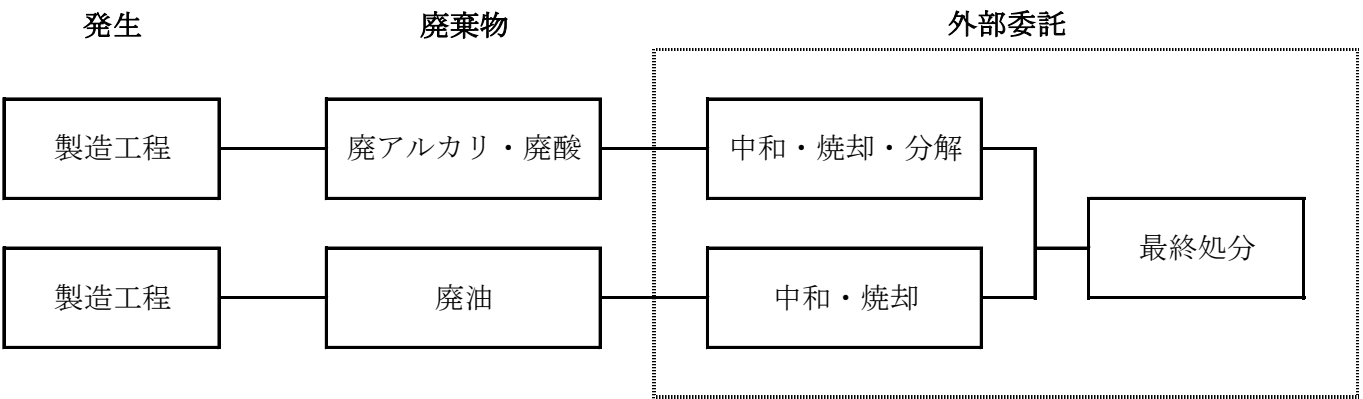
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 廃棄物処理工程図

<産業廃棄物>



<特別管理産業廃棄物>



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(2026年度計画)

別紙2ー1

多量排出事業者 名 称	タマ化学工業株式会社 徳山工場	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	化学工業
-------------	-----------------	----------	-----	-------	------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	196	200									196	200	64	100						
	廃油	767	800									767	800	767	800						
	廃酸	185	200									185	200	185	200						
	廃アルカリ	3,529	4,000									3,529	4,000	3,266	3,500						
	廃プラスチック類	12	20									12	20	12	20						
	紙くず																				
	木くず		5										5		5						
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	7	5									7	5	7	0						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず		1										1		0						
	鉱さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		4,696	5,231	0	0	0	0	0	0	0	0	4,696	5,231	4,301	4,625	0	0	0	0	0	0